

## 産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設置者名	東京電力パワーグリッド株式会社
施設名称	TEPCO 群馬リサイクルセンター
設置場所	群馬県太田市新田市町 105-1822
問合せ先	0276-57-1211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（産業廃棄物処理施設の維持管理等）

法第十五条の二の三第二項 次の産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

### 1 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

設置又は変更の許可申請書、軽微な変更等の届出書、設置の届出書に記載すべき事項	別添のとおり
--	--------

### 2 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

第十二条の七の二 法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第五号	廃PCB処理施設	以下のとおり

イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

(状況：2019年度分 公表の期限：翌月の末日)

産業廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
廃ポリ塩化ビフェニル等	0 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>
ポリ塩化ビフェニル処理物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ポリ塩化ビフェニル汚染物	22.7t	40.6t	0.0t	44.9t	22.8t	22.0t	0.0t	0.0t	0.0t	34.6t	22.4t	52.6t

ロ(1) 前条第十四項第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、第五号ハ、ニ及びホ(2)並びに第六号ニの規定による測定に関する次に掲げる事項

(状況：2019年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設（PCB汚染物分解施設を除く）	測定を行った位置	測定の結果の得られた年月日	測定の結果
脱塩素化分解方式の施設	反応中の混合物の温度	マイクロ波分解装置内	連続 トレンド記録として保管

ハ(1) 前条第十四項第二号ニ、第三号ホ、第四号ホ及びル、第五号へ並びに第六号へ及びヲの規定による測定に関する次に掲げる事項

(状況：2019年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設（PCB汚染物分解施設を除く）	測定に係る試料を採取した位置	測定に係る試料を採取した年月日	測定の結果の得られた年月日	測定の結果
脱塩素化分解方式の施設	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の処理により生じた廃油中のポリ塩化ビフェニル含有量	(1回目)	I P A払い出しタンク	—

(別添) 東京電力パワーグリッド株式会社 群馬リサイクルセンター 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七第14項第二号 維持管理の技術上の基準				
	分解槽温度	測定位置	基準値	測定頻度
ロ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物と薬剤等との混合を十分に行うとともに、当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つこと。		マイクロ波分解装置内	60℃ (温度高(70℃)で自動停止)	連続
ハ 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	トレンドとして記録(電子データとして記録)			
ニ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の処理により生じ廃液中のポリ塩化ビフェニル含有量並びに当該処理に伴い生ずる排水を放流する場合にあつては、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	処理工程からの排水の発生はない。			